

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1102条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、<u>契約書第9条第1項</u>に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び担当監督員を総称していう。</p> <p>7. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、<u>契約書第32条第2項</u>の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、<u>契約書第10条第1項</u>の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>9. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、<u>契約書第11条第1項</u>の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>33. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、<u>契約書第18条</u>に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</p> <p>36. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>第1106条 調査職員 3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1102条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第11条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び担当監督員を総称していう。</p> <p>7. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第34条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第12条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>9. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第13条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>33. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第20条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</p> <p>36. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>第1106条 調査職員 3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>は、<u>契約書第9条第2項</u>に規定した事項である。</p> <p>第1107条 管理技術者</p> <p>4. 管理技術者に委任できる権限は<u>契約書第10条第2項</u>に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限(<u>契約書第10条第2項</u>の規定により行使できないとされた権限を除く)を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>第1110条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しな</p>	<p>は、契約書第11条第2項に規定した事項である。</p> <p>第1107条 管理技術者</p> <p>4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第12条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限(契約書第12条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く)を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>第1110条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。</p> <p>また、受注者は、契約時において、低入札防止対策基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>ればならない。</p> <p>第 1112 条 業務計画書</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準 (9) 連絡体制(緊急時含む) (10) 使用する主な機器 (11) その他</p> <p>(2) 実施方針又は(11)その他には、第 1131 条個人情報の取扱い、第 1132 条安全等の確保及び第 1137 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含め るものとする。</p> <p>また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p> <p>第 1115 条 地元関係者との交渉等</p> <p>1. <u>契約書第 12 条</u>に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。</p> <p>第 1116 条 土地への立ち入り等</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち</p>	<p>(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>第 1112 条 業務計画書</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準 (9) 連絡体制(緊急時含む) (10) 使用する主な機器 (11) その他</p> <p>(2) 実施方針又は(11)その他には、第 1131 条個人情報の取扱い、第 1132 条安全等の確保及び第 1136 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含め るものとする。</p> <p>また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p> <p>第 1115 条 地元関係者との交渉等</p> <p>1. <u>契約書第 14 条</u>に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。</p> <p>第 1116 条 土地への立ち入り等</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>入る場合は、<u>契約書第13条</u>の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。</p> <p>なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>第1117条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領(国土交通省・令和2年3月)(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「福岡県県土整備部電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。</p> <p>第1119条 検査</p> <p>1. 受注者は、<u>契約書第32条第1項</u>の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。</p> <p>第1120条 修補</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、<u>契約書第32条第2項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第1121条 条件変更等</p> <p>1. <u>契約書第18条第1項第5号</u>に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、<u>契約書第30条第1項</u>に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2. 調査職員が、受注者に対して<u>契約書第</u></p>	<p>入る場合は、契約書第15条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。</p> <p>なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>第1117条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領(国土交通省・令和6年3月)(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「福岡県県土整備部電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。</p> <p>第1119条 検査</p> <p>1. 受注者は、契約書第34条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。</p> <p>第1120条 修補</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第34条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第1121条 条件変更等</p> <p>1. 契約書第20条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第32条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2. 調査職員が、受注者に対して契約書第</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p> <p>第1122条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>(4) 契約書第31条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p> <p>第1123条 履行期間の変更</p> <p>3. 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第24条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第1124条 一時中止</p> <p>1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>第1125条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>第1126条 受注者の賠償責任等</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p>	<p>20条、第21条及び第23条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p> <p>第1122条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>(4) 契約書第33条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p> <p>第1123条 履行期間の変更</p> <p>3. 受注者は、契約書第25条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第26条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第1124条 一時中止</p> <p>1. 契約書第22条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>第1125条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第30条に規定する一般的損害、契約書第31条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>第1126条 受注者の賠償責任等</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>(1) <u>契約書第28条</u>に規定する一般的損害、<u>契約書第29条</u>に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) <u>契約書第41条</u>に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>第 1127 条 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、<u>契約書第34条</u>の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>第 1128 条 再委託</p> <p>1. <u>契約書第7条第1項</u>に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>2. <u>契約書第7条第3項</u>ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</p> <p>第 1129 条 成果物の使用等</p> <p>1. 受注者は、<u>契約書第6条第5項</u>の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。</p> <p>2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を<u>契約書第8条</u>に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p> <p>第 1131 条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p>	<p>(1) <u>契約書第30条</u>に規定する一般的損害、<u>契約書第31条</u>に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) <u>契約書第43条</u>に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>第 1127 条 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、<u>契約書第36条</u>の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>第 1128 条 再委託</p> <p>1. <u>契約書第9条第1項</u>に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>2. <u>契約書第9条第3項</u>ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</p> <p>第 1129 条 成果物の使用等</p> <p>1. 受注者は、<u>契約書第8条第5項</u>の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。</p> <p>2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を<u>契約書第10条</u>に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p> <p>第 1131 条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第1134条 履行報告</p> <p>受注者は、<u>契約書第15条</u>の規定に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>第1138条 保険加入の義務</p> <p>1. 受注者は、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>第2編 河川編</p> <p>第1章 河川環境調査</p> <p>第2119条 河川空間利用実態調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 河川空間利用実態調査</p> <p>受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）（国土交通省 <u>平成16年3月</u>）」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。</p>	<p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第1134条 履行報告</p> <p>受注者は、<u>契約書第17条</u>の規定に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>第1138条 保険加入の義務</p> <p>1. 受注者は、雇用保険法、<u>労働者災害補償保険法</u>、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>第2編 河川編</p> <p>第1章 河川環境調査</p> <p>第2119条 河川空間利用実態調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 河川空間利用実態調査</p> <p>受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）（国土交通省 <u>平成30年12月</u>）」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>第4編 砂防及び地すべり対策編 第3章 砂防構造物設計 第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計 2. 業務内容 (5) 施工計画及び仮設構造物設計 1) 施工計画 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の概略施工計画及び資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。 2) 仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。 第4312条 流木対策工詳細設計 2. 業務内容 (5) 施工計画及び仮設構造物設計 1) 施工計画 受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路およびコンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。 2) 仮設構造物設計 受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。 第4319条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品する</p>	<p>第4編 砂防及び地すべり対策編 第3章 砂防構造物設計 第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計 2. 業務内容 (5) 施工計画及び仮設構造物設計 1) 施工計画 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）の概略施工計画及び概略資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。 2) 仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）の概略設計を行うものとする。 第4312条 流木対策工詳細設計 2. 業務内容 (5) 施工計画及び仮設構造物設計 1) 施工計画 受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、概略施工計画（掘削計画、現場内道路、およびコンクリート打設計画）の概略施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。 2) 仮設構造物設計 受注者は、工事施工に必要な概略設計（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）の概略設計を行うものとする。 第4319条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するも</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>ものとする。</p> <p>(1) 砂防堰堤及び床固工の設計</p> <p>2) 砂防堰堤及び床固工詳細設計の成果物 表 4.3.2 成果物一覧</p> <p>施設設計検討 <u>(1) 設計計算書</u> <u>(2) 付属構造物の検討</u></p> <p><u>討</u></p> <p><u>(3) 基礎工の検討</u></p> <p>(1) 本体工設計、設計計算、設計図面作成</p> <p>(2) 基礎工設計</p> <p>(3) 景観設計</p> <p>(3) 土石流対策及び流木対策の設計</p> <p>4) 流木対策工詳細設計の成果物 表 4.3.8 成果物一覧</p> <p>基本事項検討 (1) <u>基本事項の検討</u> (2) <u>施設構造の検討</u></p> <p>施設設計検討 (1) <u>付属構造物の検討</u></p> <p><u>討</u></p> <p>(2) <u>基礎工の検討</u></p> <p>(3) <u>施工の検討</u></p> <p>(4) <u>各施設の安定検討</u></p> <p><u>討</u></p> <p>基本図面 (1) 位置図 (1) <u>平面図</u> (2) <u>縦断図</u> (3) <u>横断図</u> (4) <u>構造図</u> (5) <u>施工計画図</u></p> <p>第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計 第4506条 急傾斜地崩壊対策計画</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(2) 概査報告書</p>	<p>ものとする。</p> <p>(1) 砂防堰堤及び床固工の設計</p> <p>2) 砂防堰堤及び床固工詳細設計の成果物 表 4.3.2 成果物一覧</p> <p>施設設計検討 (1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討</p> <p>討</p> <p>(3) 基礎工の検討</p> <p>(1) 本体工設計、設計計算、設計図面作成</p> <p>(2) 基礎工設計</p> <p>(3) 景観設計</p> <p>(3) 土石流対策及び流木対策の設計</p> <p>4) 流木対策工詳細設計の成果物 表 4.3.8 成果物一覧</p> <p>基本事項検討 (1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件</p> <p>施設設計検討 (1) 施設設計の範囲 (2) 設計図の作成 (3) 付帯施設の設計 (4) 景観設計</p> <p>基本図面 (1) 位置図 (2) 平面図 (3) 縦断図 (4) 横断図 (5) 構造図 (6) 施工計画図</p> <p>第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計 第4506条 急傾斜地崩壊対策計画</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(2) 概査報告書</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>第 4508 条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(3) 精査報告書</p>	<p>第 4508 条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(3) 精査の報告書</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>第5編 ダム編</p> <p>第3章 ダム地質調査</p> <p>第5302条 地形調査</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～3項に従い作成し、<u>発注者に納品する</u>。また、収集した空中写真については、別途資料集として提出する。</p> <p>(1) 地形特性図 (1/25,000)</p> <p>(2) 地形調査報告書</p> <p>第5303条 広域調査</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、<u>発注者に納品する</u>。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/10,000)</p> <p>(2) 地質断面図 (1/10,000)</p> <p>(3) ルートマップ</p> <p>(4) 広域調査報告書</p> <p>第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、<u>発注者に納品する</u>。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/5,000)</p> <p>(2) 地質断面図 (ダム軸沿い、拡大1/1,000)</p> <p>(3) 調査計画図 (拡大1/1,000)</p> <p>(4) ルートマップ</p> <p>(5) 地質概査報告書</p> <p>第5306条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、<u>発注者に納品する</u>。</p>	<p>第5編 ダム編</p> <p>第3章 ダム地質調査</p> <p>第5302条 地形調査</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～3項に従い作成し、発注者に納品する ものとする。また、収集した空中写真については、別途資料集として提出する。</p> <p>(1) 地形特性図 (1/25,000)</p> <p>(2) 地形調査報告書</p> <p>第5303条 広域調査</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する ものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/10,000)</p> <p>(2) 地質断面図 (1/10,000)</p> <p>(3) ルートマップ</p> <p>(4) 広域調査報告書</p> <p>第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は、下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する ものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/5,000)</p> <p>(2) 地質断面図 (ダム軸沿い、拡大1/1,000)</p> <p>(3) 調査計画図 (拡大1/1,000)</p> <p>(4) ルートマップ</p> <p>(5) 地質概査報告書</p> <p>第5306条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品する ものとする。</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>(1) 地質平面図 (1/2,500)</p> <p>(2) ダム軸地質断面図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(3) 地質調査計画図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(4) ルートマップ</p> <p>(5) 地質概査報告書</p> <p>第 5307 条 ダムサイト地表地質調査 (1/500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 地質平面図 (1/500)</p> <p>(2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 3 断面</p> <p>(3) 左右岸河床上下流方向地質断面図 (1/500) 3 断面</p> <p>(4) 地質調査計画図 (1/500)</p> <p>(5) ルートマップ</p> <p>(6) 地質調査報告書</p> <p>第 5308 条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 地質平面図 (1/5,000)</p> <p>(2) 地質断面図 1 断面</p> <p>(3) ルートマップ</p> <p>(4) 地質概査報告書</p> <p>第 5309 条 堤体材料採取候補地地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 地質平面図 (1/2,500)</p> <p>(2) 地質断面図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(3) 地質調査計画図 (拡大 1/1,000)</p>	<p>(1) 地質平面図 (1/2,500)</p> <p>(2) ダム軸地質断面図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(3) 地質調査計画図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(4) ルートマップ</p> <p>(5) 地質概査報告書</p> <p>第 5307 条 ダムサイト地表地質調査 (1/500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する ものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/500)</p> <p>(2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 3 断面</p> <p>(3) 左右岸河床上下流方向地質断面図 (1/500) 3 断面</p> <p>(4) 地質調査計画図 (1/500)</p> <p>(5) ルートマップ</p> <p>(6) 地質調査報告書</p> <p>第 5308 条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する ものとする</p> <p>(1) 地質平面図 (1/5,000)</p> <p>(2) 地質断面図 1 断面</p> <p>(3) ルートマップ</p> <p>(4) 地質概査報告書</p> <p>第 5309 条 堤体材料採取候補地地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する ものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/2,500)</p> <p>(2) 地質断面図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(3) 地質調査計画図 (拡大 1/1,000)</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>(4) ルートマップ (5) 地質概査報告書</p> <p>第 5310 条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1,000)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する</u>。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/1,000) (2) 地質断面図 (縦断 2 断面、横断 2 断面を基本とし、ダム規模等により複断面必要な場合は別途考慮する) (3) 概略採取計画図 (1/1,000) (4) 地質調査計画図 (1/1,000) (5) ルートマップ (6) 地質調査報告書</p> <p>第 5311 条 貯水池周辺地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する</u>。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/2,500) (2) 地質断面図 (拡大 1/1,000) 2 断面 (3) 地質調査計画図 (拡大 1/1,000) (4) ルートマップ (5) 地質概査報告書</p> <p>第 5312 条 貯水池周辺地表地質調査 (1/1,000)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する</u>。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/1,000) (2) 地質断面図 (1/1,000) 4 断面 (3) 地質調査計画図 (1/1,000) (4) ルートマップ</p>	<p>(4) ルートマップ (5) 地質概査報告書</p> <p>第 5310 条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1,000)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/1,000) (2) 地質断面図 (縦断 2 断面、横断 2 断面を基本とし、ダム規模等により複断面必要な場合は別途考慮する) (3) 概略採取計画図 (1/1,000) (4) 地質調査計画図 (1/1,000) (5) ルートマップ (6) 地質調査報告書</p> <p>第 5311 条 貯水池周辺地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/2,500) (2) 地質断面図 (拡大 1/1,000) 2 断面 (3) 地質調査計画図 (拡大 1/1,000) (4) ルートマップ (5) 地質概査報告書</p> <p>第 5312 条 貯水池周辺地表地質調査 (1/1,000)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/1,000) (2) 地質断面図 (1/1,000) 4 断面 (3) 地質調査計画図 (1/1,000) (4) ルートマップ</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>(5) 地質調査報告書</p> <p>第 5314 条 物理探査</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 測線位置図</p> <p>(2) 観測資料</p> <p>(3) 解析断面図</p> <p>(4) 物理探査報告書</p> <p>第 5316 条 ルジオンテストおよび考察</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) ルジオン値</p> <p>(2) ルジオンテストデータ</p> <p>(3) 注入圧力-注入量曲線</p> <p>第 5318 条 横坑観察</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品し、別途資料を提出する。</u></p> <p>(1) 調査位置図</p> <p>(2) 横坑展開図 (縮尺 1/100)</p> <p>(3) 横坑調査報告書</p> <p>第 5320 条 岩盤直接せん断試験</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 試験位置図</p> <p>(2) 試験面スケッチ</p> <p>(3) 応力-変位量曲線</p> <p>(4) 時間変位量曲線</p> <p>(5) 試験面変位図</p>	<p>(5) 地質調査報告書</p> <p>第 5314 条 物理探査</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 測線位置図</p> <p>(2) 観測資料</p> <p>(3) 解析断面図</p> <p>(4) 物理探査報告書</p> <p>第 5316 条 ルジオンテストおよび考察</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) ルジオン値</p> <p>(2) ルジオンテストデータ</p> <p>(3) 注入圧力-注入量曲線</p> <p>第 5318 条 横坑観察</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品し、別途資料を提出するするものとする。</p> <p>(1) 調査位置図</p> <p>(2) 横坑展開図 (縮尺 1/100)</p> <p>(3) 横坑調査報告書</p> <p>第 5320 条 岩盤直接せん断試験</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 試験位置図</p> <p>(2) 試験面スケッチ</p> <p>(3) 応力-変位量曲線</p> <p>(4) 時間変位量曲線</p> <p>(5) 試験面変位図</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>(6) 岩盤せん断試験報告書</p> <p>第 5321 条 岩盤変形試験</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 試験位置図</p> <p>(2) 試験面スケッチ</p> <p>(3) 応力-変位量曲線</p> <p>(4) 時間変位量曲線</p> <p>(5) 試験面変位図</p> <p>(6) 岩盤変形試験報告書</p> <p>第 5322 条 孔内観察</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) ボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図 (孔壁展開画像)</p> <p>(2) 孔壁観察結果を記録したビデオテープまたは光ディスク</p> <p>(3) 孔壁観察報告書</p> <p>第 5324 条 ダムサイト地質比較検討 (1/5,000)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 地質平面図 (1/5,000)</p> <p>(2) ダム軸地質断面図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(3) 調査計画図</p> <p>(4) 地質比較検討報告書</p> <p>第 5325 条 堤体材料採取候補地地質比較検討 (1/5,000)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に</u></p>	<p>(6) 岩盤せん断試験報告書</p> <p>第 5321 条 岩盤変形試験</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 試験位置図</p> <p>(2) 試験面スケッチ</p> <p>(3) 応力-変位量曲線</p> <p>(4) 時間変位量曲線</p> <p>(5) 試験面変位図</p> <p>(6) 岩盤変形試験報告書</p> <p>第 5322 条 孔内観察</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) ボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図 (孔壁展開画像)</p> <p>(2) 孔壁観察結果を記録したビデオテープまたは光ディスク</p> <p>(3) 孔壁観察報告書</p> <p>第 5324 条 ダムサイト地質比較検討 (1/5,000)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/5,000)</p> <p>(2) ダム軸地質断面図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(3) 調査計画図</p> <p>(4) 地質比較検討報告書</p> <p>第 5325 条 堤体材料採取候補地地質比較検討 (1/5,000)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>に納品する。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/5,000)</p> <p>(2) 地質断面図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(3) 調査計画図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(4) 地質比較検討報告書</p> <p>第 5326 条 ダムサイト地質解析 (1/2,500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 地質平面図 (1/2,500)</p> <p>(2) 地質断面図 (縦断、横断、拡大 1/1,000) 4 断面</p> <p>(3) 調査計画図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(4) 地質解析報告書</p> <p>第 5327 条 ダムサイト地質解析 (1/500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 地質平面図 (1/500)</p> <p>(2) 地質断面図 (1/500) 9 断面</p> <p>(3) 岩級区分図 (1/500) 9 断面</p> <p>(4) ダム軸沿いルジオンマップ</p> <p>(5) 地質調査計画図 (1/500)</p> <p>(6) 地質解析報告書</p> <p>第 5328 条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2,500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 地質平面図 (1/2,500)</p> <p>(2) 地質断面図 (縦断、横断、拡大 1/1,000) 各 1 断面</p> <p>(3) 概略採取計画図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(4) 調査計画図 (拡大 1/1,000)</p>	<p>納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/5,000)</p> <p>(2) 地質断面図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(3) 調査計画図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(4) 地質比較検討報告書</p> <p>第 5326 条 ダムサイト地質解析 (1/2,500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/2,500)</p> <p>(2) 地質断面図 (縦断、横断、拡大 1/1,000) 4 断面</p> <p>(3) 調査計画図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(4) 地質解析報告書</p> <p>第 5327 条 ダムサイト地質解析 (1/500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/500)</p> <p>(2) 地質断面図 (1/500) 9 断面</p> <p>(3) 岩級区分図 (1/500) 9 断面</p> <p>(4) ダム軸沿いルジオンマップ</p> <p>(5) 地質調査計画図 (1/500)</p> <p>(6) 地質解析報告書</p> <p>第 5328 条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2,500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/2,500)</p> <p>(2) 地質断面図 (縦断、横断、拡大 1/1,000) 各 1 断面</p> <p>(3) 概略採取計画図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(4) 調査計画図 (拡大 1/1,000)</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>(5) 地質解析報告書</p> <p>第 5329 条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1,000)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 地質平面図 (1/1,000)</p> <p>(2) 地質断面図 (縦断、横断、1/1,000)</p> <p>7 断面</p> <p>(3) 材質区分図 (縦断、横断、1/1,000)</p> <p>7 断面</p> <p>(4) 採取計画図 (1/1,000)</p> <p>(5) 地質調査計画図 (1/1,000)</p> <p>(6) 地質解析報告書</p> <p>第 5331 条 ダムサイト地質考察</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 調査位置図</p> <p>(2) 地質断面図</p> <p>(3) 地質解釈の報告書</p> <p>第 5332 条 堤体材料採取候補地地質考察</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 調査位置図</p> <p>(2) 地質断面図</p> <p>(3) 地質解釈の報告書</p> <p>第 5333 条 貯水池周辺地質考察</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 調査位置図</p>	<p>(5) 地質解析報告書</p> <p>第 5329 条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1,000)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/1,000)</p> <p>(2) 地質断面図 (縦断、横断、1/1,000)</p> <p>7 断面</p> <p>(3) 材質区分図 (縦断、横断、1/1,000)</p> <p>7 断面</p> <p>(4) 採取計画図 (1/1,000)</p> <p>(5) 地質調査計画図 (1/1,000)</p> <p>(6) 地質解析報告書</p> <p>第 5331 条 ダムサイト地質考察</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 調査位置図</p> <p>(2) 地質断面図</p> <p>(3) 地質解釈の報告書</p> <p>第 5332 条 堤体材料採取候補地地質考察</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 調査位置図</p> <p>(2) 地質断面図</p> <p>(3) 地質解釈の報告書</p> <p>第 5333 条 貯水池周辺地質考察</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 調査位置図</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>(2) 地質断面図 (3) 地質解釈の報告書</p> <p>第 5334 条 ダムサイト地質総合解析 (概略設計段階) (1/500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者</u>に納品する。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/500) (2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 5 断面 (3) ダム軸横断地質断面図 (1/500) 5 断面 (4) 水平断面図 (1/500) 3 断面 (5) 岩級区分図 (1/500) 13 断面 (6) ダム軸沿いルジオンマップ 1 断面 (7) 岩級コンターマップ (1/500) (8) 地質調査計画図 (1/500) (9) 地質解析報告書</p> <p>第 5335 条 ダムサイト地質総合解析 (実施設計段階) (1/500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者</u>に納品する。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/500) (2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 5 断面 (3) ダム軸横断地質断面図 (1/500) 8 断面 (4) 水平断面図 (1/500) 5 断面 (5) 岩級区分図 (1/500) 18 断面 (6) ダム軸沿いルジオンマップ 1 断面 (7) 岩級コンターマップ (1/500) 2 種 (8) 地質調査計画図 (1/500) (9) 地質解析報告書</p> <p>第 5336 条 堤体材料採取候補地地質総合解</p>	<p>(2) 地質断面図 (3) 地質解釈の報告書</p> <p>第 5334 条 ダムサイト地質総合解析 (概略設計段階) (1/500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/500) (2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 5 断面 (3) ダム軸横断地質断面図 (1/500) 5 断面 (4) 水平断面図 (1/500) 3 断面 (5) 岩級区分図 (1/500) 13 断面 (6) ダム軸沿いルジオンマップ 1 断面 (7) 岩級コンターマップ (1/500) (8) 地質調査計画図 (1/500) (9) 地質解析報告書</p> <p>第 5335 条 ダムサイト地質総合解析 (実施設計段階) (1/500)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/500) (2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 5 断面 (3) ダム軸横断地質断面図 (1/500) 8 断面 (4) 水平断面図 (1/500) 5 断面 (5) 岩級区分図 (1/500) 18 断面 (6) ダム軸沿いルジオンマップ 1 断面 (7) 岩級コンターマップ (1/500) 2 種 (8) 地質調査計画図 (1/500) (9) 地質解析報告書</p> <p>第 5336 条 堤体材料採取候補地地質総合解析</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>析 (1/1,000)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 地質平面図 (1/1,000)</p> <p>(2) 地質断面図 (縦断、横断、水平 1/1,000) 13 断面</p> <p>(3) 材質区分図 (1/1,000) 13 断面</p> <p>(4) 材料分布コンターマップ (1/1,000)</p> <p>(5) 採取計画図 (1/1,000)</p> <p>(6) 地質調査計画図 (1/1,000)</p> <p>(7) 地質解析報告書</p> <p>(8) 資料集</p> <p>第 5337 条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 掘削面地質図</p> <p>(2) 掘削面岩級区分図</p> <p>(3) 地質断面図</p> <p>(4) 岩級区分断面図</p> <p>第 5338 条 堤体材料採取地掘削時材料評価</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、<u>発注者に納品する。</u></p> <p>(1) 材料採取地地質図 (1/500～1/1,000)</p> <p>(2) 材料採取地材料区分図 (1/500～1/1,000)</p> <p>(3) 地質断面図 (1/500～1/1,000)</p> <p>(4) 材料区分断面図 (1/500～1/1,000)</p> <p>第 5339 条 堤体材料採取地掘削面スケッチ</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物</p>	<p>(1/1,000)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/1,000)</p> <p>(2) 地質断面図 (縦断、横断、水平 1/1,000) 13 断面</p> <p>(3) 材質区分図 (1/1,000) 13 断面</p> <p>(4) 材料分布コンターマップ (1/1,000)</p> <p>(5) 採取計画図 (1/1,000)</p> <p>(6) 地質調査計画図 (1/1,000)</p> <p>(7) 地質解析報告書</p> <p>(8) 資料集</p> <p>第 5337 条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 掘削面地質図</p> <p>(2) 掘削面岩級区分図</p> <p>(3) 地質断面図</p> <p>(4) 岩級区分断面図</p> <p>第 5338 条 堤体材料採取地掘削時材料評価</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 材料採取地地質図 (1/500～1/1,000)</p> <p>(2) 材料採取地材料区分図 (1/500～1/1,000)</p> <p>(3) 地質断面図 (1/500～1/1,000)</p> <p>(4) 材料区分断面図 (1/500～1/1,000)</p> <p>第 5339 条 堤体材料採取地掘削面スケッチ</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>の提出第1項～第3項に従い作成し、<u>発注者</u>に納品する。</p> <p>(1) 掘削面地質図 (1/200～1/500)</p> <p>(2) 掘削面材料区分図 (1/200～1/500)</p> <p>第5341条 第四紀断層調査 (一次調査その1)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、<u>発注者</u>に納品する。</p> <p>(1) 文献断層分布図 (縮尺20万分の1)</p> <p>(2) 地形判読図 (縮尺2.5万分の1)</p> <p>(3) 地質集成図 (縮尺20万分の1)</p> <p>(4) 第四紀断層関連調査図 (縮尺2.5万分の1)</p> <p>(5) 文献断層一覧表</p> <p>(6) 線状模様一覧表</p> <p>(7) 調査結果要約表</p> <p>(8) 第四紀断層調査報告書</p>	<p>の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 掘削面地質図 (1/200～1/500)</p> <p>(2) 掘削面材料区分図 (1/200～1/500)</p> <p>第5341条 第四紀断層調査(一次調査その1)</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し、発注者に納品するものとする。</p> <p>(1) 文献断層分布図 (縮尺20万分の1)</p> <p>(2) 地形判読図 (縮尺2.5万分の1)</p> <p>(3) 地質集成図 (縮尺20万分の1)</p> <p>(4) 第四紀断層関連調査図 (縮尺2.5万分の1)</p> <p>(5) 文献断層一覧表</p> <p>(6) 線状模様一覧表</p> <p>(7) 調査結果要約表</p> <p>(8) 第四紀断層調査報告書</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>第6編 道路編</p> <p>第1章 道路環境調査</p> <p>第6109条 成果物</p> <p>1. 環境影響調査</p> <p>受注者は、表6.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <p>表6.1.1 環境影響評価成果物一覧表</p> <p>第3章 道路網・路線計画</p> <p>第6303条 交通量推計調査</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 基礎統計書 (人口、保有台数等)</p> <p>(2) 都市計画マスタープラン等</p> <p>(3) 「全国道路街路交通情勢調査」国土交通省・自動車起終点調査編</p> <p>(4) 現況・将来OD表及び関連道路ネットワークデータ</p> <p>(5) 一般交通量調査</p> <p>(6) 都市計画図</p> <p>第8章 橋梁設計</p> <p>第6803条 橋梁予備設計</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 道路概略設計報告書</p> <p>(2) 道路予備設計報告書</p> <p>(3) 地質調査報告書</p> <p>(4) 実測平面図 (縮尺 1/200~1/500)</p> <p>(5) 実測縦横断面図 (縮尺 1/100~1/200)</p> <p>(6) 周辺施設 (既設、計画) に関する資料</p>	<p>第6編 道路編</p> <p>第1章 道路環境調査</p> <p>第6110条 成果物</p> <p>1. 環境影響調査</p> <p>受注者は、表6.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。</p> <p>表6.1.1 環境影響評価成果物一覧表</p> <p>第3章 道路網・路線計画</p> <p>第6303条 交通量推計調査</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 基礎統計書 (人口、保有台数等)</p> <p>(2) 都市計画マスタープラン等</p> <p>(3) 「全国道路街路交通情勢調査」国土交通省・自動車起終点調査編</p> <p>(4) 現況・将来OD表及び関連道路ネットワークデータ</p> <p>(5) 一般交通量調査</p> <p>(6) 都市計画図</p> <p>(7) 配分計算に必要となる諸条件に関するデータ</p> <p>第8章 橋梁設計</p> <p>第6803条 橋梁予備設計</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 道路概略設計報告書</p> <p>(2) 道路予備設計報告書</p> <p>(3) 地質調査報告書</p> <p>(4) 実測平面図 (縮尺 1/200~1/500)</p> <p>(5) 実測縦横断面図 (縮尺 1/100~1/200)</p> <p>(6) 周辺施設 (既設、計画) に関する資料</p> <p>(7) 環境影響評価報告書</p>

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>第 6804 条 橋梁詳細設計</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 橋梁予備設計成果</p> <p>(2) 道路線形計算書</p> <p>(3) 実測平面図 (縮尺 1/200~1/500)</p> <p>(4) 実測縦横断面図 (縮尺 1/100~1/200)</p> <p>(5) 道路等詳細設計成果関連部分</p> <p>(6) 地質調査報告書</p> <p>(7) 周辺施設 (既設、計画) に関する資料</p> <p>(8) 幅杭設計成果</p>	<p>第 6804 条 橋梁詳細設計</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 橋梁予備設計成果</p> <p>(2) 道路線形計算書</p> <p>(3) 実測平面図 (縮尺 1/200~1/500)</p> <p>(4) 実測縦横断面図 (縮尺 1/100~1/200)</p> <p>(5) 道路等詳細設計成果関連部分</p> <p>(6) 地質調査報告書</p> <p>(7) 周辺施設 (既設、計画) に関する資料</p> <p>(8) 幅杭設計成果</p> <p>(9) 環境影響評価報告書</p>